

# 申告相談日程表

《各会場の開館（受付開始）時間》

午前8時（阿仁合地区・前田地区は8時30分／大阿仁地区は9時

《申告相談時間》

午前9時から正午及び午後1時から終了まで（阿仁合地区・前田地区は9時30分～／大阿仁地区は10時～）  
※ただし、受付時間は午後3時まで

◆会場の変更について、昨年の「今泉交流センター」から「前山森林交流センター」に、「阿仁ふるさと文化センター」から「阿仁庁舎」に、「四季美館」から「前田公民館」に変更になります。

\*「岩脇」「吉野」については昨年度と変更しております。日程表を確認のうえ、申告会場までお越しください。

◆午前中の受付は、混み具合によって人数制限をする場合があります。また、相談内容によっては受付順が前後する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

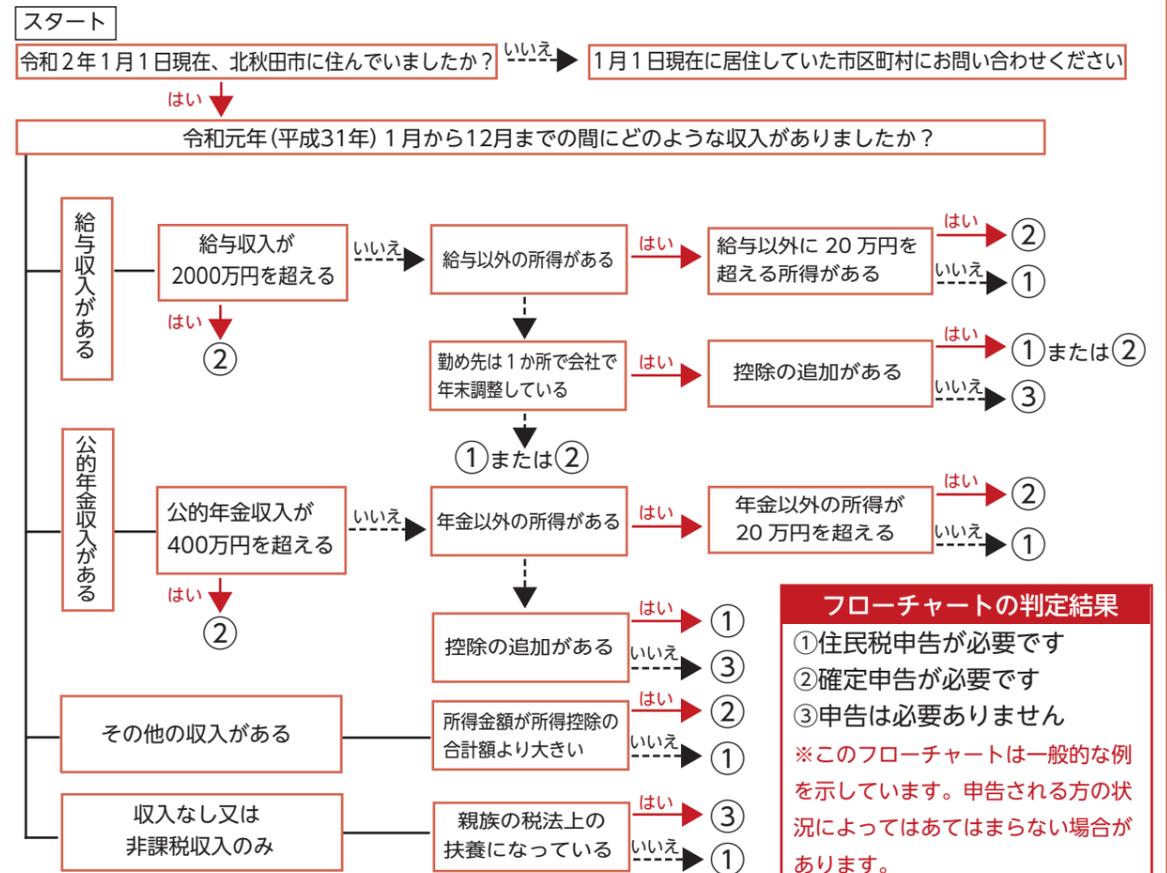
◆各会場の駐車場は積雪状況により、十分な駐車スペースが確保できない場合があります。

◆指定対象地区の会場・日時の変更を希望される方は、前日までに電話連絡（☎62-1116）をお願いします。

日	曜	鷹巣地区	申告会場	日	曜	合川・森吉・阿仁地区	申告会場
2/4	火	申告相談なし		2/4	火	比立内 新町 比立内下町 幸屋渡	大阿仁出張所
5	水	申告相談なし		5	水	打当 前山 中村 打当内 戸島内 棚木沢 小倉野尻 長畑 菅生 新中 幸屋 岩野目沢 鳥坂	※10:00～
6	木	本郷 根木屋敷 妹尾館 中畑 大畑 横瀨 岩脇* 吉野*	七日市基幹センター	6	木	荒瀬 荒瀬川 鍵ノ滝 萱草 伏影 根子 笑内	◆阿仁庁舎 ※9:30～
7	金	葛黒 与助岱 三ノ渡 黒森 松沢 明利又 上舟木 下舟木 吉ヶ沢 深沢 品類		7	金	下新町 上新町 畑町 畑町東裏	
10	月	小森 四渡 坊山 湯ノ岱 中屋敷	沢口林業センター	10	月	新町 上岱 大町 横町 真木沢 湯口内	
12	水	脇神 上野 藤株 小摩当 高村岱		12	水	小様 小淵 吉田	
13	木	上町 向黒沢 前野		13	木	李岱 東根田 西根田	
14	金	小田 田子ヶ沢 松原 糠沢 大畑 二本杉 岩谷	綴子基幹センター	14	金	福田 新田目 明田 八幡岱 美栄 林岱 羽根山	
17	月	下町 大堤 昭和		17	月	三木田 鎌沢 雪田 杉山田	
18	火	前山 今泉	◆前山森林交流センター	18	火	木戸石 増沢	合川農村環境改善センター (合川公民館)
19	水	黒沢 深関 相善町 羽立	坊沢公民館	19	水	羽立 芹沢 大内沢 三里 摩当	
20	木	大町 上町 街道町 新屋敷町		20	木	松ヶ丘 下杉	
21	金	太田 摩当		21	金	川井 道城	
25	火	あけぼの町 岩坂 大沢 李岱 田沢		25	火	上杉 上杉団地 桃栄 金沢 金沢団地 弥栄	
26	水	掛泥 太田屋敷後 高野尻 高野尻団地		26	水	合川 梅栄	
27	木	佐助岱 湯車 緑ヶ丘 蟹沢 南鷹巣		27	木	桂瀬 上羽立 下羽立 惣内 桂坂 通り町	
28	金	田中 胡桃館 南田中		28	金	陣場岱 神成 五味堀 柏木岱 大岱	
3/2	月	住吉町 花園町		3/2	月	根森田 巻淵 堺田 細越 止 羽根川 新屋布 小又	◆前田公民館 ※9:30～
3	火	西陣場岱 高森岱 石ノ巻岱 堂ヶ岱 舟場 川口 小ヶ田	北秋田市交流センター	3	火	下前田 鍛冶町 八幡森 前田駅前 工場地帯 宮ノ下 新ノ又 平里	
4	水	舟見町 新舟見町		4	水	御嶽 本城御嶽 本城上 本城下 本城荒町 本城町屋 長下 滝ノ沢 御狩屋 松栄	
5	木	米代町 元町 西屋敷 柳中 下家下 東上綱		5	木	大杉 裏町 学校通り 根小屋 日栄 鶴田 長野 米畑 中新田 大沢	
6	金	宮前町 旭町 松葉町 掛泥向		6	金	寄延 冷水岱 浦田 大淵 白坂 山崎 長野岱 高校通り	
8	日	鷹巣地区で平日に申告できない方		9	月	向本城 川向 駅前 新丁 本丁	
9	月	東横町 大町 幸町 内幸町 東中岱 平成町		10	火	七曲 松山町 伊勢ノ森 新町 横町 大町 中道岱	森吉庁舎
10	火	材木町 伊勢町		11	水		
11	水			12	木	合川、森吉、阿仁地区で指定日に申告できなかった方	
12	木	鷹巣地区で指定日に申告できなかった方		13	金		
13	金			15	日	合川、森吉、阿仁地区で平日に申告できない方	
16	月			16	月	合川、森吉、阿仁地区で指定日に申告できなかった方	

☆日曜日は大変混み合うことが予想されます。できるだけ指定対象地区の指定日にご相談ください。

## 申告確認フローチャート



**フローチャートの判定結果**  
 ①住民税申告が必要です  
 ②確定申告が必要です  
 ③申告は必要ありません  
 ※このフローチャートは一般的な例を示しています。申告される方の状況によってはあてはまらない場合があります。

## 申告前に書類の確認を！

- 申告相談を受けられる方は、次の書類をご持参ください。（□欄を使って確認してください）
- 税務署から「確定申告のお知らせのはがき（封書）」または「申告書等用紙」が届いた方は、必ず持参してください。

- すべての方
  - 印鑑（認印など） □マイナンバーの番号確認書類と身元確認書類 □預金口座番号の分かるもの（還付申告の場合）
- 給与収入、公的年金収入のある方
  - 源泉徴収票の原本、または支払証明書など
- 営業、農業、不動産収入のある方
  - 収支内訳書、収入の分かる帳簿類、各種助成金や拠出金、補償金などに関する証明書、支払調書、入金確認できる通帳
  - 必要経費の領収書※収入・経費の科目ごとに領収書等を分類し、集計してください。
- 利子、配当、一時所得のある方
  - 支払調書など支払額がわかるもの □経費がある場合はその額のわかるもの
- 譲渡所得のある方
  - 譲渡した物件の売買契約書 □譲渡費用（手数料、測量費）などの領収書
  - 特別控除の特例をうける場合は、その内容が確認できる書類
- 各種控除を受ける方
  - 社会保険料、国民年金等掛金等の領収書または証明書、納付額確認書 □生命保険料控除証明書
  - 地震保険料控除証明書 □身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書 □在学証明書（大学生のいる家庭）
  - 医療費のお知らせ、医療費の領収書 □補てん金（保険給付金や高額療養費など）の支給金額が分かるもの
  - 火災、雪害、盗難の損害があった時はその証明書（警察署、消防署から発行されるもの）または領収書